

議案第 1 4 号

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）第 5 5 条第 1 項 <u>(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>(法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 <u>(法第 5 5 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)</u> をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号 <u>(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号 <u>(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有して</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）第 5 5 条第 1 項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>(同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。)</u> に入院等 <u>(同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。)</u> をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有して</p>

いた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

第1条 (略)

第2条 (略)

いた被保険者

附 則

第1条 (略)

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

第3条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。